

大熊町ゼロカーボン推進補助金交付要綱 概要

令和5年4月1日修正

交付の目的

町民や新たに居住する者、大熊町内の事業者に対して、町内への帰還・居住、町内での事業活動の再開・開始に当たって追加的に要する費用を補助しこれを促進するとともに、再生可能エネルギーの導入等の脱炭素社会の実現に向けた取組を推進する。

補助対象経費


※平成31年4月10日から本補助金の施行までに要した費用についても、遡及して補助する。(ただし、令和5年度末日までに補助要綱第5条に掲げる書類を町長が受理したものに限り)
 ※事業開始前日(令和5年度末日までに開始したものは令和5年度末日)までに補助要綱第5条に掲げる書類を町長が受理した事業が対象。

◆おおくまゼロカーボン建築物支援事業

対象事業	補助額	補助要件
ZEH (戸建て住宅) 	対象経費の2分の1 (上限：500万円)	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年4月10日以降、町内での居住実態を有する者又は本補助事業完了後町内に居住することが認められる者(以下「町民等」という。)が対象。 一戸建ての新築住宅であること 自家消費用の太陽光発電が設置されること 下記の基準等への適合 <ol style="list-style-type: none"> 再エネを除き基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減 再エネを加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量削減
ZEH-M (集合住宅) 	ZEH-M : 対象経費の2分の1 (上限：40万円/m ² 、最大金額5億円) Nearly ZEH-M : 対象経費の3分の1 (上限：40万円/m ² 、最大金額3億円)	<ul style="list-style-type: none"> 新築の集合住宅であること 自家消費用の太陽光発電が設置されること 住宅の用途に供する部分が下記の基準等に適合 <ol style="list-style-type: none"> 再エネを除き基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減 再エネを加えた、基準一次エネルギー消費量からの一次エネルギー消費量削減率 ZEH-M：100%以上、Nearly ZEH-M：75%以上
ZEB (事務所等) 	ZEB : 対象経費の2分の1 (上限：40万円/m ² 、最大金額5億円) Nearly ZEB : 対象経費の3分の1 (上限：40万円/m ² 、最大金額3億円) ZEB Ready : 対象経費の4分の1 (上限：40万円/m ² 、最大金額1億円)	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年4月10日以降、大熊町内で事業を営む事業者又は本補助事業完了後に大熊町内で事業を開始することが認められる者(以下「町内事業者等」という。)が対象。 新築の非住宅の建築物であること 自家消費用の太陽光発電が設置されること 非住宅の用途に供する部分が下記の基準等に適合 <ol style="list-style-type: none"> 再エネを除いた基準一次エネルギー消費量から一次エネルギー消費量削減率 ZEB：20%以上、Nearly ZEB：20%以上 ZEB Ready：50%以上 再エネを加えた、基準一次エネルギー消費量からの一次エネルギー消費量削減率 ZEB：100%以上、Nearly ZEB：75%以上
省エネルギーリフォーム	対象経費の3分の2 (上限：150万円/戸) ※ 設備費+工事費	<ul style="list-style-type: none"> 町民等及び町内事業者等が対象 住宅のエネルギー消費性能の向上に資するリフォーム等 断熱材、窓(ガラス/窓枠)、エコキュート、IH、高効率エアコン、地中熱利用ヒートポンプ、宅配ボックス
緑化・環境改善	対象経費の2分の1 (上限：20万円/戸) ※ 材料費+運搬費+工事費	<ul style="list-style-type: none"> 町民等又は町内事業者等大熊町内の自宅又は事務所新たに庭木、植栽等を設置し、二酸化炭素吸収源の増加に資する場合

◆再生可能エネルギー設備等導入事業

対象経費：町民、町内事業者等が、大熊町内の住宅、事業所に太陽光パネル又は蓄電池を設置する際に要する経費。**町内事業者等が、町内の地域新電力会社に電力を供給するために再生可能エネルギー発電設備を町内に設置する際に要する経費。**

対象事業	補助額	補助要件
太陽光パネル 	最大出力(kW) ×10万円 (上限：2,000万円) ※上限は事業用のみ適用	<ul style="list-style-type: none"> 自家消費を目的とするもの 売電しないもの 事業用は併せて自営線を敷設するもの
蓄電池	定置式 リチウムイオン電池 最大充電量(kWh) ×10万円(上限50万円)	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電と併せて設置すること
	可搬式 リチウムイオン電池 最大充電量(kWh) ×5万円(上限50万円)	<ul style="list-style-type: none"> EV又はPHVから充電可能であること
町内の地域新電力会社に電力を供給するための再生可能エネルギー発電設備	対象経費の2分の1 (上限：1億円) ※ 設備費+工事費	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光(500kW以上)、風力、小水力、バイオマス 大熊町及び地域新電力会社と事前協議を行い、協定を締結したものの

◆次世代モビリティ導入事業

対象経費：町民等が、大熊町内での生活の用に供するものとして、新たにEV、PHV又はFCVを導入する際に要する経費及び町内事業者等が、大熊町内での事業活動の用に供するものとして、新たにEV、PHV又はFCVを導入する際に要する経費

対象事業	補助額	補助要件
EV	対象経費の3分の1 (上限：110万円/台) ※ 車両購入費	<ul style="list-style-type: none"> 以下の①又は②に該当すること ①町民等が、大熊町を拠点として使用するために導入するもの ②町内事業者等が、自らの事業の用に供するものとして導入するもの 初度登録の新車であること 自動車検査証の交付を受けた車両であること リースの場合は、車両賃貸借が4年以上の契約であること 設置場所と同じ場所を本拠としてEVもしくはPHVを使用していること 設置者以外が所有するEVもしくはPHVに充電を行うものであること FCVへの水素充填が可能のものであって商用でないもの
PHV	対象経費の3分の1 (上限：60万円/台) ※ 車両購入費	
FCV	対象経費の3分の1 (上限：250万円/台) ※ 車両購入費	
V2H 充電設備 (急速/普通)	対象経費の2分の1 ※ 新設：設備費 ※ 後付け：設備費+工事費 ※ 保守・点検費	
水素充填設備	-水素充填設備のみ -最大10年間	

※**おおくまゼロカーボン建築物支援事業のZEH,ZEH-M及びZEBへの補助(黄色)**は、**再生可能エネルギー設備等導入事業並びに次世代モビリティ導入事業のV2H及び充電設備に対する補助(緑色)**と併せて申請不可/国の補助金との併用不可